

議案第49号

杉並区肺がん検診外部検証等委員会条例

上記の議案を提出する。

平成30年8月21日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区肺がん検診外部検証等委員会条例

(設置)

第1条 杉並区（以下「区」という。）内の医療機関が実施した区の肺がん検診の胸部エックス線検査において、肺がんの見落としがあったことを受け、公正かつ中立な立場から専門的な知見に基づき、これを検証し原因を究明するとともに、再発防止のために講ずべき措置について調査審議し、精度管理の向上等を図るため、区長の附属機関として、杉並区肺がん検診外部検証等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区の肺がん検診の精度管理に関する事項その他のがん検診に関する事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

2 委員会は、前項に規定する事項その他適正ながん対策の実施等区民の健康の確保及び増進のために必要な事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員4人をもって組織する。

2 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。

2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。

3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区肺がん検診外部検証等委員会	会長日額 19,000円
	委員日額 16,500円

4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表区長の部杉並区肺がん検診外部検証等委員会の項を削る。

(提案理由)

肺がん検診外部検証等委員会を設置する等の必要がある。